

令和 8 年 8 月 27 日

建設工事における手持工事件数による入札参加制限の廃止について

庄原市役所 総務部 管財課

表題のことにつきまして庄原市では、現在建設工事の入札執行の際に設定している下記の参加制限の事項について、令和 8 年 10 月 1 日以降に公告する案件より廃止しますので、ご承知おきください。

＜参加制限の内容＞

発注案件の公告日時点において、下記の条件(※ 1)をすべて満たす工事案件を手持ち工事とし、この手持ち工事の件数(※ 2)が、発注案件の工種における各事業者のランクが A は 4 件以上、B は 3 件以上、C は 2 件以上、D は 1 件以上の場合は、当該発注案件の入札へ参加することができません。

ただし、この請負件数以上となっている事業者でも、発注案件の工事地域が本社または契約権限を有する営業所地域内(市内 7 地域)の工事の場合は参加できます。

※ 1 手持ち工事の条件

- ・ 庄原市発注の入札案件であること
- ・ 公告日の前月末までに完了検査を終了していないこと
- ・ 工事地域が本社または契約権限を有する営業所地域内(市内 7 地域)でないこと
- ・ 災害復旧工事等の各種復旧工事でないこと

※ 2 手持ち工事の件数の数え方

発注案件が土木一式工事または舗装工事の場合は土木一式工事と舗装工事の合計手持ち工事件数、発注案件が建築一式工事、管工事または電気工事の場合は建築一式工事と管工事と電気工事の合計手持ち工事件数

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

庄原市役所 総務部 管財課 契約係

担当者:加藤

Tel 0824-73-1203(直通)

E-Mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp